

(別紙1)

論文の内容の要旨

論文題目 ケアの社会学…当事者主権の福祉社会へ

氏名 上野千鶴子

1 本論文の目的

本論文は介護保険制度成立以後の高齢者福祉について、理論と実践、制度と運用のあいだを埋めるべく、経験科学と規範理論の双方に目配りし、現場の実践の経験的検証にもとづいて新しい福祉多元社会の構想を描くものである。その際、採用する規範的立場は、第1にケアを「相互行為」と定義したうえでケアする者／ケアされる者双方に配慮した「ケアの人権アプローチ」、第2に福祉を「ニーズ」に応えるものとした「当事者主権」、第3にケアの負担の分配公正を求めるジェンダー公正の立場である。そのために当事者ニーズにもっとも近いと考えられる協セクターの市民事業体に注目する。最終的には、「当事者主権の多元的福祉社会」を実現するための政策的提言までを行うものとする。

本論文は4部構成全18章からなる。まず序章で概略を示したうえで、1部ケアの主題化、2部ケアの規範理論、3部ケアワークの実証的研究、4部次世代福祉社会の構想と続く。

第1部「ケアの主題化」では本書が依拠する理論的な立場を明らかにした。第1章「ケアとは何か」では、まず前提となる対象領域を確定した。ケアという概念の研究史上の用例を検討し、「育児」に限定されていた用法が、介護・看護・介助へと拡張解釈されていく過程をたどった。さらに日本語圏において「ケア」の用語法が、いかに普及し定

着したかを検討した。本論文が採用する理論的な立場は以下のとおりである。第1にケアを複数の行為者がかかわる相互行為ととらえることである。したがってケアは社会的な研究主題となる。第2に、「依存的な存在」を第一義的なニーズの源泉とすることで、当事者主権の立場を鮮明にすることである。当事者主権については3章で詳論した。第3に、「他者に移転可能な行為」としてのケアを、労働としてとらえることである。

第2章「ケアとは何であるべきか」では、ケア研究のうちでもっとも先行しているケアの倫理学を批判的に検討し、そのジェンダー・バイアスを明らかにしたうえで、ケアがケアする側とケアされる側との相互行為であることを前提に、ケアを以下の4つの権利の集合からなる「ケアの人権 human rights to care」アプローチを採用することを示した。その4つの権利とは(1)ケアする権利、(2)ケアされる権利、(3)ケアすることを強制されない権利、(4) (不適切な) ケアされることを強制されない権利である。したがって「よいケア」とは、ケアされる者とケアする者双方への満足を含まなければならない。第3章「当事者とは誰か」においては、本論文が依拠する規範理論として「当事者主権」を採用することを示した。ニーズの帰属先を当事者と呼び、そのニーズへの主体化が成りたつことを当事者主権と呼ぶ。この立場は結論の「当事者主権の福祉社会」抗争へとつながる。

第2部「よいケアとは何か」ではケア概念の理論的・歴史的検討にもとづいてケアが自然化されてきた過程を脱自然化することを試みた。第4章「ケアに根拠はあるか」は、ケアを「再生産労働」と定義したとき、「育児」に根拠はあるが、「介護」に根拠はあるか、と問い、「介護」の歴史性を明らかにした。第5章「家族介護は自然か」では、「家族介護の神話」を批判的検討の対象とし、家族介護を脱自然化した。第6章「ケアとはどんな労働か」と第7章「ケアされるとはどんな経験か」とは、相互行為としてのケアに関与する複数の当事者、介護する側とされる側、それぞれの視点から「ケア」がいかなるものとしてとらえられているかを検討した。ケアは、与え手にとってはサービス(の提供)であり、受け手にとってはニーズ(の充足)である。ニーズの充足は第三者に代替してもらうことはできないが、サービスの提供は第三者に代替することができる。この「第三者基準」が、サービス(提供)が、労働である根拠だが、それによって相互行為としてのケアに非対称性があることが示される。

第8章「よいケアとは何か…集団ケアから個別ケアへ」は、当事者主権の立場をいっそうおしすすめたものである。当事者主権の立場からは、ケアの質とは、ケアを受ける側の判定によるほかない。したがって「よいケア」の基準は以下ようになる。集団ケアに対して個別ケア、施設ケアに対して在宅ケア、雑居ケアに対して個室ケア…総じて当事者の個別性に応じたカスタム・メイドのケアとなることを示した。

第3部「協セクターの役割」では、介護保険下のケア事業の実践について実証的に検証したうえで、協セクター（後述）のケア事業の優位性が示される。第8章「誰が介護を担うのか」では、ペストフ、サラモン、京極、エスピン・アンデルセンらの先行研究を批判的に検討したうえで、官／民／協／私の4元図式を提示した。国家／市場／市民社会／家族のセクターと言いかえてもよい。いずれのセクターにも役割と限界があり、したがってそれぞれのセクターが補完し合ってその役割を果たす必要があるという考え方が、福祉国家論にとってかわるようになった福祉多元社会論である。そのなかに登場した第4のアクター、市民社会こと「協セクター」とは、「家族の失敗」「市場の失敗」「国家の失敗」から生まれた新しい共同性、自助でもなく公助でもない共助のしくみである。日本でも協（非営利協同とも呼ぶ）セクターは急速に成長してきた。そのなかでもとりわけ生協系の福祉事業に焦点を当てた。

第10章「市民事業体と参加型福祉」から第11章「生協福祉」、第12章「グリーンコープの福祉ワーカーズ・コレクティブ活動」までの章は、介護保険施行前夜から施行後にかけての生協福祉事業の変貌を、九州に拠点をおくグリーンコープ連合の福祉ワーカーズ・コレクティブ活動を事例として、実証研究した。ここでは「福祉経営」の概念を提唱した。「福祉経営」とは、たんなる顧客満足や効率の追求ではなく、「ケアする側とケアされる側との双方の利益が最大化する」ような経営をめざすものである。第13章「生協とジェンダー」では、生協の経営戦略上のジェンダー編成を歴史的に検証し、生協におけるジェンダー・バイアスを明らかにした。

第14章「協セクターにおける先進ケアの実践---小規模多機能型居宅介護の試み」では、生協以外の他のNPOの福祉事業の実践事例をとりあげた。その先進事例である「このゆびと一まれ」という事業所を研究対象とした。

第15章では、協セクターとの対照事例として「官セクターの成功と挫折」をとりあげた。いったんは「日本一の福祉の町」をつくりだした秋田県旧鷹巣町の「栄光」は、長くは続かなかった。「鷹巣福祉」はなぜいったんは成功したのか？同じ有権者たちによって、「鷹巣福祉」はなぜ挫折したのか？この両方の問いに同時に答えなくてはならない。その背後に、90年代から2000年代にかけての地方分権改革、市町村合併の大波、そして受益者負担を原則とする福祉のネオリベ改革など、一地方自治体の裁量の範囲を超える政治環境の激変があった。

第16章「協セクターの優位性」では、第2部の検証にもとづいて、官／民／協／私の4つのセクターのうち、今後成長が期待される協セクターについて、なぜそれが他の3つのセクターに比べて優位にあるか、を先行研究と比較しながら実証的に分析した。それは(1)理念と志の高い経営者が、(2)モラルと能力の高いワーカーを、(3)低賃金で調達

できるという条件であることを明らかにした。

第4部「ケアの未来」では、第3部までの理論的・実証的検証にもとづいて、当事者主権の立場に立つ次世代型福祉社会の構想を提示した。第17章「ふたたびケアワークをめぐる」は、これからますますケア労働力が逼迫すると予想される将来に、いかなるひとびとが動員されるのだろうかという問いに応えたものである。現状のままの低い労働条件が続くかぎり、介護の労働力不足が起きる。先進国の高齢者の手厚いケアが移民労働力で担われるいっぽうで、グローバル・ケア・チェーンの末端では、ケアの崩壊が起きる。なぜならば、ケアワークの値段が安いから。そしてそれは何故なのだろうか？それに答える根源的な答は以下にある。今から20年以上前、1990年の著作『家父長制と資本制』の最後にわたしはこう書いた。

「なぜ人間の生命を産み育て、その死をみとるという労働（再生産労働）が、その他のすべての労働の下位におかれるのか・・・この問いが解かれるまでは、フェミニズムの課題は永遠に残るだろう。」[同書 307-8 頁]

最終章では、「次世代福祉社会の構想」を論じた。結論的にいえば、以下の選択肢の組み合わせからなる制度の構築である。再分配の規模については現行の「低負担低福祉」を脱して「高福祉高負担」といわないまでも「中負担中福祉」へ、再分配の分配原則については貢献原則ではなく必要原則を、再分配の方法については選別主義でなく普遍主義を、再分配の負担原則については応益負担ではなく無償もしくは応能負担を、（再分配の資源については貨幣給付よりはサービス給付を、再分配の媒介（回路）については官ではなく民、それも民間非営利の協セクターの育成を。それらを総合する制度を実現するのがユニバーサルな「社会サービス法」である。結論として、これらの処方箋が提示する社会構想と制度設計、それに至る具体的な行動の経路については、当事者主権のケア・ニーズが満たされるために老障幼を統合した制度設計が必要であること、そのために当事者団体としての福祉サービスのユーザー・ユニオンが必要であることを示した。